

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 経営力向上計画の策定・活用の手引き
- II. 共有で相続した空き家の特例について
- III. 寄付金控除とワンストップ特例について
- § FinTech会計の研修会開催のお知らせ

[今月のトピックス]

- ・国税庁情報コーナー
- ・日本と真逆のドイツの倒産法について
- ・今月お役立ちホームページ

I. 経営力向上計画の策定・活用の手引き

— ついに全貌が明らかに —

6月号では、5月24日に成立しました「中小企業等経営強化法」の概要・基本スキームについてご紹介しました。その時点では、本施策で必要とされる「経営力向上計画」の具体的な中身に関しては政府から公表されていませんでした。7月1日付で「中小企業等経営強化法」が施行され、経営力向上計画の全貌が明らかとなりましたので、今回は、経営力向上計画の策定・活用についてご紹介します。

■ 6月号のおさらい（中小企業等経営強化法のスキーム）

労働力人口の減少、企業間の国際的な競争の活発化など、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境は厳しい状況にあります。このような状況を受け、国は中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援することにより、海外展開も含め、将来の成長・発展のための経営強化（＝「稼ぐ力」の強化）を図ることにしました。具体的には、中小企業・小規模事業者や中堅企業は、自社の生産性を向上させるための人材育成や財務管理、設備投資などの取組を記載した計画期間が3年以上5年以内の「経営力向上計画」を作成し、認定された事業者は支援措置を受けることができます。

【支援措置】

1. 生産性を高めるための機械装置を取得した場合、3年間、固定資産税を1/2に軽減。
2. 計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証など）。

■ 経営力向上計画の記載事項について

経営力向上計画では、1. 名称等、2. 事業分野と事業分野別指針名、3. 実施時期、4. 現状認識、5. 経営力向上計画の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標、6. 経営力向上の内容、

7. 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法、8. 経営力向上設備等の種類の合計8項目の記述項目があります。以下、具体的に各項目の記述ポイントについてお伝えします。

1. 名称等

株式会社、有限会社などを省略せずに正確に記載してください。法人番号の記載も求められていますが、個人事業主や民法上の組合等、法人番号が指定されていない方は、記載不要となります。

2. 事業分野と事業分野別指針名

「事業分野」の欄には、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野について、日本標準産業分類の小分類を記載してください。「事業分野別指針名」の欄は、経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において、事業分野別指針が定められていない場合には、記述不要です。

3. 実施時期

3年以上5年以内として定めてください。

4. 現状認識

「自社の事業概要」の欄は、自社の事業の内容や沿革・歴史、商品別売上状況を記載してください。店舗数、客席、正社員・パート別などの組織体制などを記載しても構いません。「自社の商品・サービスが対象とする顧客・市場の動向、競合の動向」の欄は、自社の顧客の数、リピート率、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、競合他社との比較等について分析、自社の強み・弱みなどについて記載してください。「自社の経営状況」の欄は、自社の財務状況について、売上高増加率、営業利益率、労働生産性、EBITDA 有利子負債倍率、営業運転資本回転期間、自己資本比率その他の財務情報の数値を参考に分析し、改善すべき項目等について記載してください。

5. 経営力向上計画の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

「指標の種類」の欄には、事業分野別指針で定められた指標がある場合は、当該指標を記載することとし、定められていない場合は労働生産性を記載してください。

6. 経営力向上の内容

「実施事項」の欄は、「4. 現状認識」等に記載した内容を踏まえて具体的に記載してください。経営力向上計画に係る事業の属する事業分野において事業分野別指針が定められている場合には、各実施事項について、当該事業分野別指針の該当箇所を記載してください。

7. 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

経営力向上計画の実施に当たって必要な資金の額及びその用途・用途を記載してください。「実施事項」の欄には、「6. 経営力向上の内容」の実施事項等との対応関係を記載してください。「資金調達方法」の欄には、自己資金、融資、補助金その他の資金の調達方法を記載してください。

8. 経営力向上設備等の種類

経営力向上計画に基づき経営力向上設備等を取得する場合に記載してください。「実施事項」の欄には、「6. 経営力向上の内容」の実施事項等との対応関係を記載してください。

■最後に

「経営力向上計画」作成・実施を支援するため、認定経営革新等支援機関の業務として、経営力向上に係る支援が追加されています。既に**TFG**は経営革新等支援機関に認定されているため、本計画作成の事業者支援に積極的に取り組んでいるところです。御関係筋にも御吹聴賜わりご活用くださいませ。

Ⅱ. 共有で相続した空き家の特例について

—空き家を取り巻く法律が変わりました—

平成 27 年 5 月、空き家等対策推進法が施行され、国や地方自治体の空き家対策が本格化しました。そして、平成 28 年度税制改正で「相続」による古い空き家の売買を活発にするため「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」が創設されました。これにより被相続人が相続開始直前に居住していた家屋が空き家となった場合には、一定要件を満たせば、居住用財産の譲渡所得の 3,000 万円特別控除の特例を適用できるようになりました。5 月号の別冊特集・平成 28 年度税制主要改正項目でも簡単に触れましたが、今月号では更に詳しく解説させていただきます。

■適用要件

平成 28 年 4 月 1 日以降の譲渡で適用要件は次の通りです。

1. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋（旧耐震基準で建てられた家屋）。
2. 区分所有建築物（マンション等）は除外。
3. 相続開始により、空き家になった家屋。（被相続人の居住用家屋）
4. 相続の時から譲渡の時まで、居住、貸付等に使われていない。
5. 譲渡期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日まで。
6. 相続の開始があった日から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に譲渡したもの
7. 売却額が 1 億円を超えないこと。
8. 土地建物が所在する役所から要件を満たす証明書類を入手し、確定申告書に添付して申告すること。

個人がこれらの条件を満たす形で空き家を売却した場合には、3000 万円までは非課税となります。

相続開始直前に老人ホームへ入居するなどしてその空き家が相続開始直前において被相続人の生活の本拠となっていない場合には適用することができませんのでご注意ください。

■共有名義での譲渡

相続により兄弟等が空き家を共有で取得し譲渡することもあります。この場合、共有者 1 人につき 3,000 万円の控除が受けられます。

空き家の特例だけでなく、通常の「居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円特別控除」の場合も同じです。夫婦共有名義の自宅を売却した場合についても、3,000 万円+3,000 万円=6,000 万円まで、譲渡所得税は課税されません。

しかし、これら共有名義の空き家や自宅の売却で、一つだけ注意しなければならないことがあります。それは、共有名義の方法です。

例えば、建物を兄、敷地を弟という共有の場合、以下のような取扱いになります。

【通常の 3,000 万円控除】

兄：最大 3,000 万円適用 弟：適用なし

【空き家相続の3,000万円控除】

兄、弟：共に適用なし

通常の3,000万円控除を受けるには建物部分に持分がないと適用出来ません。

空き家相続の3,000万円控除を受けるには、建物にも敷地にもどちらにも持分がないと適用出来ません。

したがって、この空き家特例は空き家及びその敷地を相続等で取得した個人が適用されるため、空き家を兄、敷地が弟といったように空き家と敷地を別々の者が取得した場合、両者とも適用できないので注意が必要です。



国税庁情報コーナー

■法人番号公表サイトが公開されました

国税庁は、平成25年5月24日に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、法人に対して法人番号を指定し、対象の法人へ通知した後、商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地とともに公表されております。法人番号は、インターネットを通じて公表されております。公表される情報は、法人番号の指定を受けた団体の1.商号又は名称、2.本店又は主たる事務所の所在地及び3.法人番号の3項目（基本3情報）です。また、法人番号の指定を受けた後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。

（参考）法人番号公表サイト <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

Ⅲ. 寄付金控除とワンストップ特例について

— 混同されないように —

節税ができる上に特典・特産物ももらえると話題のふるさと納税制度。最近では、特化したサイトのCMも放映されております。特に平成27年4月以降、ふるさと納税をした方については確定申告せずとも節税メリットを受けられる「ワンストップ特例制度」が利用できるようになり、ますます便利になりました。でも、このワンストップ特例、何もせず節税メリットを受けられるわけではありません。ふるさと納税の仕組みから、ワンストップで特例を利用できる人、特例を受ける上での注意点を解説させていただきます。

■ふるさと納税って？

ふるさと納税とは、寄附金控除という所得控除の一部です。「義援金の寄付をした」「日本赤十字社に寄附をした」といった行為によって節税できるのと同じ仕組みです。ふるさと納税は寄附の対象が任意の地方

自治体で、節税だけでなく特典・特産物がもらえることなどにより、ここ最近ブームになっております。従来のふるさと納税は確定申告が必要であり、従来のふるさと納税の仕組みは次のとおりであり、所得税と住民税の両方に節税メリットがありますが、確定申告＝還付申告をしなければいけません。

【ふるさと納税の仕組み】

1. ふるさと納税を行う→2. 納税先の自治体から受領書が届く→3. 寄附金控除の確定申告書を作成し、受領書を添付して税務署に提出する→4. ふるさと納税をした年の所得税と翌年度の住民税が還付される

■ふるさと納税のワンストップ特例って？

ふるさと納税ワンストップ特例は、1. ふるさと納税を行う自治体が5以下であること、2. ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告書の提出を要しないという要件を満たすと利用が可能になります。ワンストップ特例制度を利用するにはふるさと納税を行った自治体から送られる「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」（以下、ワンストップ特例申請書）を提出する必要があります。申請書自体は総務省のホームページからもダウンロードできます。また、申請書の提出期限は年明けの1月10日までです。ワンストップ特例申請書を送ることで、確定申告が不要になります。

■ふるさと納税のワンストップ特例が使えないケース、確定申告をすべきケース

ふるさと納税を利用される方にとっては、確定申告の手間が省けて、節税メリットが受けられるので利用したいと思われそうですが、次のように利用できないケースがあります。

- ・ふるさと納税をしたのが平成27年3月までである（＝時期要件）
- ・寄附した自治体の数が6か所以上である（＝自治体数要件）
- ・確定申告の義務者である（例えば、給料を複数からもらっている、事業所得や不動産所得がある等）



コーヒーブレイク ～日本と真逆のドイツの倒産法について～

リーマンショックは日本だけではなく世界各国を襲いましたが、その衝撃を受けて日本と真逆の制度を導入した国があります。ドイツは2012年3月に倒産法を改正し、企業の取締役に対して、債務超過や債務の支払い不能などの懸念が判明してから3週間以内に倒産を申し立てなければ、民事と刑事の両面で法的責任を追及することを義務づけました。日本でも取締役の善管注意義務違反を申し立てることは可能ですが、よほどの乱脈経営や問題企業への投資をしていない限り、経営が危機に瀕しただけで法的責任が問われる可能性は低いといえます。そのため、誤解を恐れず申し上げれば日本ではゾンビ企業が蔓延しており、起業する意欲すら奪っております。事実、2013年の日本の開業率が4.8%、廃業率が4.0%に対して、ドイツの開業率は8.5%、廃業率は8.1%という統計データもございます。金融円滑化法のような産業の新陳代謝を阻害する政策を取り入れた日本とは対症的な他国の新陳代謝活性化策の一例をご紹介します。



今月のブックマーク

ローカルベンチマークをご存知でしょうか。ローカルベンチマークは、企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツールとして、企業の経営者等や金融機関・支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を行なうための基本的な枠組みです。昨今、事業性評価に基づく融資等の促進を金融庁が促す中、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものです。是非、一度ご確認くださいませ。

「ローカルベンチマーク」(経済産業省)
<http://www.meti.go.jp/>

今注目のFin Tech会計 研修会 複数回開催中!

「身体の細胞に匹敵する一つの取引を一単位とした仕訳処理。」
この自動作成への道が開かれようとしています。
このFin Techの革新性は時間不足、知識不足をぶっ飛ばしてくれます。
そして経営に変化を呼び起こすでしょう。

【日時】① 8月26日(金)、② 9月29日(木)

今回で2回目、3回目ですが、どちらかの日を選んで下さい
いずれも午後4時30分より(6時終了予定)

【会場】TFG会議コーナー(研修室)

大阪市西区阿波座1丁目4番4号 野村不動産四ツ橋ビル8F

【参加費】無料

TFG夏季休暇のご案内

8月11日(木)から8月16日(火)を夏期休暇とさせていただきます。宜しくお願い致します。

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ!

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

TFGニュース編集担当 岸本 圭祐